

平成 23 年 11 月 4 日
社援基発 1104 第 1 号

各
〔 都道府県 民生主管部局長
指定都市 民生主管部局長
中核市 民生主管部局長
地方厚生（支）局長
関係団体の長 〕 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について

実務者養成施設等（学校を含む。以下「実務者養成施設等」という。）の「他研修等の修了認定」については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「養成施設施行通知」という。）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成 23 年 10 月 28 日 23 文科高第 721 号 社援発 1028 第 2 号 文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長通知。以下「学校施行通知」という。）にてお示ししているところです。

今般、下記のとおり、ご留意いただきたい事項をお示しするので、通知します。

記

1 届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について

実務者研修の「他研修等の修了認定」について、養成施設施行通知及び学校施行通知 2 の（4）により、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目（実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。）、喀痰吸引等研修については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局に改めて届け出る必要はないとしているところですが、当該研修を修了した場合の実務者研修受講時間数及び科目の修了認定については、別添 1 のとおりとしますので、貴都道府県市におかれては、当該研修を実施している事業者、団

体等に周知いただきますようお願いいたします。

また、各地方厚生（支）局におかれては、実務者養成施設等に周知いただきますようお願いいたします。

2 実務者研修認定ガイドラインについて

養成施設施行通知及び学校施行通知2の（4）に規定している「実務者研修認定ガイドライン」については、別添2のとおりです。

つきましては、貴都道府県市におかれては、本ガイドラインの趣旨をご留意いただき、管内の福祉関係研修を実施されている事業者、団体等に周知いただきますようお願いいたします。

また、各地方厚生（支）局におかれては、認定研修実施者から当該研修実施の届出を受理する際に、当該認定研修実施者が認定研修を修了した者に別添ガイドラインに添付されている研修修了証を交付するよう周知するとともに、養成施設施行通知及び学校施行通知に添付されている「実務者研修認定研修実施届出」による届出にかかる、修了認定研修名、実施主体、会場、開講時期、主たる事務所の所在地及び電話番号等の情報について、ホームページに掲載するようお願いいたします。なお、厚生労働省のホームページにおいても、これらの情報等について公表することとしております。

届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について 別添 1

教育内容	時間数	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修
		1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30	○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20	○	○		○	
コミュニケーション 技術	20	○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25	○			○	
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45				○	
発達と老化の理解Ⅰ	10	○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20	○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○			○	認知症実践 者研修
認知症の理解Ⅱ	20	○			○	認知症実践 者研修
障害の理解Ⅰ	10	○			○	
障害の理解Ⅱ	20	○			○	
こころとからだのし くみⅠ	20	○	○		○	
こころとからだのし くみⅡ	60	○			○	
医療的ケア	50(※)					喀痰吸引等 研修
実務者研修 受講時間数	450	95	320	420	50	

※「医療的ケア」には50時間とは別に演習を修了する必要があります。